

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月二十六日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第八号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（平成十四年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「の表一の項第五号の標準的な職」を「本則の表一の項第二欄第五号に掲げる職」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。